

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第19回）

令和4年6月7日

【金融庁（満永）】 それでは、ただいまから第19回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まり頂き、ありがとうございます。本懇談会の事務局を務めております、金融庁企画市場局総務課信用機構企画室長の満永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の懇談会につきましても、新型コロナウイルス感染症対策の観点からリモートで開催しております。

まず初めに、リモート開催に当たっての留意事項を御説明いたします。カメラは常時オンにして頂くと共に、御発言されない間はマイクをミュートにお願いしたいと思います。御発言はミュートを解除してからお願いいたします。意見交換の際に御発言を御希望される場合は、オンライン会議システムのチャット上にて全員宛にお名前を御入力ください。御発言順は、山本座長の進行に従って頂きまして、御自身のお名前を名乗って頂いた上で御発言をお願いいたします。

それでは、山本座長に以降の進行をお願いいたします。

【山本座長】 皆さん、こんにちは。それでは、開会に当たりまして、黄川田副大臣より御挨拶を頂きたいと思っております。副大臣、よろしくお願いいたします。

【黄川田金融担当副大臣】 金融担当副大臣の黄川田仁志でございます。本日は山本座長はじめ、構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本懇談会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。第19回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本懇談会は、多重債務対策における、これまでの成果を維持しつつ、新たな課題等への対応を含めた、取り組むべき施策を検討する場として設置され、半年に1度開催してまいりました。これまで構成員の皆様をはじめ、関係各位に御尽力を頂きながら、各省庁や地方自治体が連携して多重債務問題の解決に向け、努力を続けているところでございます。

近年では、多重債務に陥る人の数はほぼ横ばいで推移しておりますが、足元の新型コロナウイルス感染症の動向や原油価格高騰等による経済情勢の影響が懸念されることから、引き続き状況を注視しつつ、必要に応じ新たな取組を進めていくことが必要と考えておりま

す。

また、本年4月からは、成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若者が1人で契約を結ぶことが可能になったことから、消費者被害や過剰借入の発生防止等のため、若者への教育、広報啓発、そして、関係業界への働きかけといった取組を進めることが重要と考えております。

これらを踏まえまして、本日は関係省庁から多重債務に関する相談の概況をはじめ、被害者等の事例が報告されている新たなヤミ金への対応のほか、成年年齢引下げを受けた取組や、ギャンブル等依存症対策の動向等について御報告いたします。構成員の皆様からは御専門のお立場から、現場の実情等について御報告を頂きますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症や経済情勢等に伴う多重債務問題をめぐる環境の変化を踏まえながら、しっかりと取組を進めていくことが重要と考えております。そのため、ぜひ皆様の御知見をお借りできればと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見を賜ればと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本座長】 黄川田副大臣、ありがとうございました。

なお、黄川田副大臣は他の御公務のため、ここで退席されます。ありがとうございました。

(黄川田金融担当副大臣退室)

【金融庁(満永)】 なお、この懇談会につきましては、動画、静止画の撮影や録音は禁止させて頂きたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

山本座長、進行をよろしくお願いいたします。

【山本座長】 それでは、議事に入ります前に、事務局から構成員の出欠と配付資料について、御説明をお願いいたします。

【金融庁(満永)】 構成員の方の御出席状況でございますが、本日は、重川構成員は御都合により御欠席となりまして、計10名の構成員の方々に御出席を頂いております。

次に、本日の資料につきましては、構成員の皆様にはあらかじめメールにて送付させて頂いております。資料1から資料3の関係省庁の説明資料、さらに、5名の構成員の皆様から資料を頂いております。不具合などがございましたら、チャット上で事務局へお申し出ください。

なお、資料の御説明や御質問の際には、「資料1の1ページです」という形で、資料のどの部分についての御発言か分かるように御配慮を頂ければ、幸いです。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進行させていただきます。

この後、議事次第3、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について、関係省庁から報告頂きます。

続いて、議事次第の4、意見交換において、今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、村上構成員の順に、御提出頂いた資料に沿って御報告をして頂きたいと思っております。

その後、関係省庁からの報告と構成員からの御報告に対する質疑応答も含め、意見交換の時間を設けたいと思っております。全体で15時まで、1時間半を予定しております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事次第の3、「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」に入りたいと思っております。まず、資料1、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について、金融庁及び消費者庁から御報告をお願いいたします。

【金融庁（満永）】 金融庁の信用機構企画室長の満永でございます。資料1、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向を御説明いたします。

3ページを御覧ください。こちらは貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たりの残高と、3件以上の借入残高がある方の人数の推移を示しております。折れ線グラフは1人当たりの借入残高、オレンジ色の棒グラフは3件以上の借入がある人数、青色はそのうち5件以上の借入がある人数を示しております。一番右のグラフが直近の数字になりますが、前年に比べて僅かに増加している状況でございます。グラフ全体で推移を見ますと、近年はおおむね横ばいで推移している状況でございますが、これらの動向は今後も注視していく必要があると考えております。

4ページは、月別で1人当たり残高や人数の推移を示したものでございます。一番右のグラフが、今、御説明した部分でございます。

5ページは御参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の概要でございます。今回の調査では、調査方法などを再検討いたしまして実施したところでございますが、引き続き工夫していく必要があると考えているところでございます。このため、この結果につきましては、ある程度幅を持って御覧いただければと考えております。

続きまして、6ページは、財務局などに寄せられた「多重債務」に関する相談件数でございます。上段の2021年のグラフを見ますと、相談件数全体は前年に比べて、やや減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響もあるのではないかと考えております。

次に、7ページは、相談者が借金をしたきっかけを比較しております。上段の左側、一番

上の棒グラフ、「低収入・収入の減少」を見ますと、2020年に比べて減少しております。また、棒グラフの下から2番目の「新型コロナウイルス感染症の影響」については、僅かに増加している状況でございます。これらの相談への対応につきましては、相談者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関につなぐなど、問題解決に向けた対応に取り組んでいる状況でございます。

8ページを御覧ください。こちらは、地方自治体に寄せられた多重債務に関する相談件数の比較でございます。地方自治体の回答数が2021年と2020年で若干、異なりますが、全体的な件数としては減少しており、1市区町村当たりの件数は僅かに増加し、1都道府県当たりの件数では減少している状況になっております。

9ページは、相談者が借金をしたきっかけを比較しております。2021年の「低収入・収入の減少」の件数は若干、減少している状況になっております。地方自治体におきましても、相談内容に応じて関係機関につなぐなど、問題の解決に向けた対応に取り組んでいる状況でございます。

10ページから15ページは、都道府県と市区町村における多重債務相談窓口と、他の機関との連携状況をお示ししております。一部の連携状況において、連携の割合が昨年に比べて低下したものがございますが、その背景としては、他の機関との連携の必要性が低い相談であったこととすとか、相談者本人が希望しなかった、そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響によって連携先が活動を自粛していたことも想定されますが、引き続き、さらなる連携の促進に取り組んでまいります。

次は16ページから消費者庁に説明をお願いいたします。

【消費者庁（恵崎）】 消費者庁です。16ページからは、多重債務に関する消費生活相談の概況です。こちらにつきましては、前回懇談会で見られた傾向が続いております。16ページは年度別に見た件数でございますが、右端の2021年度を加えましても、右肩下がり傾向が続いているところでございます。

17ページは、これを月別に見たものでございます。コロナ禍の前は、月2,000件程度で推移をございまして、コロナ禍においては、月1,500件から2,000件程度の間で推移をしております。こちらも前回懇談会で見られた傾向が続いているところでございます。

【金融庁（満永）】 続きまして、18ページを御覧ください。こちらは厚生労働省、警察庁の統計によりまして、多重債務が原因と見られる自殺者数、その割合の推移をお示ししております。直近では645名となっております、前年に比べて若干増加している状況にござ

います。

19ページは、多重債務が原因と見られる自殺者、直近の645名の方について、年齢、性別、職業別で整理した表でございます。

20ページは、裁判所の司法統計による自然人の自己破産事件の推移を示しております。直近では6万8,240件となっております、前年から3,400件ほど減少している状況でございます。

21ページからは、金融庁貸金業室からお願いいたします。

【金融庁（尾崎）】 金融庁総合政策局の参事官をしております尾崎と申します。構成員の皆様、各省庁の皆様におかれましては、平素より貸金行政への御理解と御尽力を賜りまして、この場を借りて心より御礼申し上げます。貸金業の資料の説明に先立ちまして、私から一言だけ申し上げたいと思います。

まず、ヤミ金融への対応でございますけれども、金融庁では継続的に重視した取組を行っております、こうした中、本年3月には、いわゆる「先払い買取現金化」について、分かりやすい注意喚起を始めるなどの取組を行っているところです。引き続き、こうしたヤミ金融について、積極的な周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、成年年齢引下げを踏まえた貸金業者への対応についてですけれども、本年1月7日の関係閣僚会合で決定した内容を踏まえまして、日本貸金業協会が自主ガイドラインを策定し、4月の改正された民法の施行に伴い、当局の監督・検査により、その遵守状況のモニタリングを始めているところであります。今後、金融庁としては、こうした取組を着実に進めていくことは重要であると考えております。

また、当方の資料にはございませんけれども、貸金業法の指定信用情報機関2社が、5月6日から全国銀行個人信用情報センターとの間でカードローン残高情報を交流するIDEAを稼働させたことは、債務残高の把握向上や貸付審査の充実強化の点から望ましい取組であると考えております。今後とも財務局、都道府県及び日本貸金業協会と連携しまして、また、関係機関の皆様方の御理解、御協力を賜りながら、引き続き、多重債務問題に配慮した適切な貸金行政に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上で、資料の説明に入らせて頂きます。

【金融庁（多賀）】 金融庁貸金業室長の多賀でございます。よろしくお願いいたします。

項番7の「様々な形態の取引への対応」について、御説明申し上げたいと思います。同じ資料1の22ページを御覧ください。こちらでは、SNS個人間融資、先払い買取現金化など

に関する一般的な注意喚起について記載しております。これらはヤミ金融である、またはそのおそれがあるということを知っていないと、目先のお金欲しさについて手を出してしまうこともあるかと思っておりますので、まず知って理解してもらうことが重要だと考えております。先ほど参事官の尾崎からも話がありまして、いわゆる先払い買取現金化について、このページの左下となりますが、関係省庁などと連携して注意喚起リーフレットを作成し、本年3月23日、金融庁のウェブサイトなどにおいて公表しております。先払い買取現金化がヤミ金融のおそれがあることを知らない方々が、このような取引に手を出して被害に遭わないよう、リーフレットの配布などを通じて、広く一般に注意喚起を行っていくことが大事だと考えております。なお、リーフレットは資料1-2にも添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。5月には真ん中にありますように、政府広報テレビを通じて、全国的な注意喚起を行いました。先払い買取現金化などについて、ヤミ金融のおそれがあることや、これらを利用することにより、生活が破綻してしまう危険性があることなどをなるべく多くの方に御理解頂けるような内容としました。

また、その右側の資料でございますが、本年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえまして、18歳、19歳の若年者が、ヤミ金融に手を出してしまうことのないよう、特に若年者を対象とした注意喚起リーフレットも作成しております。

次に、23ページを御覧ください。これまでもこの懇談会の場で御紹介させて頂いている取組でございますが、SNS個人間融資に関する悪質な書込みへの対策について記載しております。SNSにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、金融庁の公式アカウントから、このページの下にありますような内容を直接返信することで、個別にも注意喚起するものです。このページの一番下に実施状況をまとめております。これまでに累計600件を超える数の直接返信を実施しておりまして、注意喚起対象のアカウント情報につきましては、捜査当局へ提供するとともに、運営会社に報告しています。これらの取組の結果、7割以上のアカウントが削除、凍結されるなどの効果が見られているところです。今後も積極的に注意喚起の取組を行ってまいります。

以上でございます。

【金融庁（満永）】 続きまして、成年年齢引下げの関連でございます。消費者庁、金融庁担当部署から説明いたします。お願いします。

【消費者庁（恵崎）】 まず、消費者庁です。成年年齢引下げにより、若年者の消費者トラブルの拡大が懸念されることから、関係省庁が連携して各種取組を進めてきております。

前回懇談会でも、その時点での取組を御報告したところですが、その後の取組について御報告いたします。

本年1月、成年年齢引下げに関する関係閣僚会合が開催され、残り3か月、政府一丸となって取り組む方針が改めて確認されました。具体的には、例えば、政府広報として、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップしたキャンペーンを展開し、テレビCMやウェブ動画等により、若年者向けの情報発信が行われております。

25ページのスライドは、この4月からいよいよ成年年齢が引き下げられるに当たり、当面3年間を対象として、成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育に関する推進方針を3月末に取りまとめたものです。高等学校段階のみならず、小中学校や社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、関係4省庁が連携して取り組むほか、親世代を含めた若年者周辺の方への啓発等に取り組むこととしております。

続いて、26ページは、消費者庁からの情報発信の例です。左端にございますのは、消費者月間シンポジウムでございます。毎年5月、消費者月間としてテーマを設定してございます。今年は成年年齢引下げに関するテーマを設定して、こちらにございますようなシンポジウムの開催等を行っております。

また、真ん中は親世代向けのセミナー動画の例です。親世代向けに若者に注意してほしいことを分かりやすく解説した動画を作成し、情報発信してございます。

右側は、若者への直接的な情報発信の例です。本年3月にSNS上の広告を活用して注意喚起を行いました。消費者庁といたしましては、これらのような取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

【金融庁（多賀）】 金融庁貸金業室長の多賀でございます。項目の9番目、成年年齢引下げを踏まえた貸金業者への対応について、御説明申し上げます。同じ資料の27ページを御覧ください。

本年1月7日に、成年年齢引下げに関する関係閣僚会合が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための主な施策が取りまとめられました。貸金業の関係では、これまでの取組を更に進める観点から、日本貸金業協会が自主ガイドラインを策定し、当局の監督・検査により、その遵守状況をモニタリングすることが盛り込まれております。これを受け、本年2月16日、日本貸金業協会において、若年者への貸付は少額であっても収入の状況を示す書類を確認するなど、より丁寧な返済能力調査の実施を求める自主ガイドラインを策定しました。

また、自主ガイドラインの遵守状況は、当局の監督・検査によりモニタリングすることとされていることを踏まえ、同日2月16日に金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインを遵守するよう要請もしております。

令和4年4月以降は、貸金業者による若年者への貸付状況などをしっかりと把握しながら、監督・検査を通じて適切にモニタリングを行ってまいります。

次に28ページを御覧ください。若年者が過大な債務を負うことがないようにするためには、貸金業者の監督だけでなく、無登録で貸金業を営む、いわゆるヤミ金融や、過剰な借入について若年者へ注意喚起を行うことも重要だと考えております。金融庁では、これまでも様々な広報媒体を活用して、ヤミ金融などの注意喚起を行ってきました。成年年齢引下げを踏まえ、より効果的に若年者に遡及することを目的とし、左下にありますように「うんこドリル」のキャラクターを用いて、過剰な借入、ヤミ金融利用に関する注意喚起動画を作成、公表しました。現在、YouTubeやTwitterなどのSNSでの再生回数は約12万回となっております。1人でも多くの若年者に見てもらふことにより、若年者の消費者被害の防止につながることを願っております。

また、日本貸金業協会におかれましても、右下にありますように、若年者向けの公式YouTubeチャンネルを開設され、若者が巻き込まれやすい金融トラブル事例のアニメーション動画を掲載するなど、積極的な啓発活動を展開して頂いております。これらの情報はこのページ上段にありますように、金融庁ウェブサイトの特設ページに金融リテラシーの向上に役立つ情報などと共に掲載しております。今後も財務局や日本貸金業協会などとも連携しながら、積極的な啓発活動に努めてまいります。

以上です。

【金融庁（熊崎）】 金融庁監督局銀行第一課の熊崎でございます。29ページ目以降、私から銀行カードローンに関して、まず、成年年齢引下げを踏まえた対応状況について御説明させていただきます。

昨年12月の懇談会におきまして、成年年齢引下げの施行時期が近づいてきたことを踏まえ、18歳、19歳の若年層向けの銀行カードローンの提供予定を11月時点の検討状況に関してアンケート調査の結果を御報告いたしました。今般、成年年齢引下げが施行されたことを踏まえ、4月1日時点での提供状況についてフォローアップ調査を実施いたしました。調査結果はこの表のとおりであります。新規に20歳未満の者に提供または今後提供予定と回答した銀行はございません。なお、2月には成年年齢引下げを前に、全銀協においてカードロ

ーンを含む消費者向け貸付に関して、貸付額に関わらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握することに努めるなどの申合わせを公表しており、当庁より全銀協を介して銀行に対し、当該申合わせを遵守するよう要請文を發出しております。今後も若年者が過大な債務を負うことのないよう、しっかりとモニタリングを実施していきたいと思っております。

次に、資料の31ページを御覧ください。銀行カードローンについてですが、赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。昨年12月の懇談会の際にもお示ししたものを、足元のデータについて更新しております。2017年度末の5.8兆円をピークに、貸出残高も減少が続いております。

次の32ページを御覧ください。こちらは、カードローン保証を行っている貸金業者が代位弁済により取得した求償権の残高の推移を記載しております。こちらも2019年度末の3,394億円をピークに、減少に転じており、その傾向は続いております。引き続き、これらの推移については注視してまいりたいと思っております。

銀行カードローンについての御報告は、以上となります。

【金融庁（満永）】 続きまして、34ページを御覧ください。今年3月、政府のギャンブル等依存症対策推進基本計画の見直しが行われたところでございます。見直し後の計画におきましても、これまでの取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

35ページでは、その取組の1つといたしまして、金融庁のTwitterアカウントや、当庁のウェブサイトにおいて情報提供などに取り組んでおります。

36ページは消費者庁からお願いいたします。

【消費者庁（恵崎）】 36ページです。消費者庁では、御本人向け、御家族向けの啓発資料を、ポイントを絞って改めて作成し、SNSにより配信するほか、関係省庁等と連携して全国の自治体や医療機関等にも送付し、ギャンブル等依存症に係る啓発を推進しております。

37ページには参考として、多重債務かつギャンブルに関する消費生活相談件数をお付けしております。

以上でございます。

【金融庁（満永）】 資料1の説明は以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について、警察庁から御報告を

お願いいたします。

【警察庁（江口）】 警察庁でございます。ヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、資料に沿って御説明を申し上げます。

最初に番号1の検挙状況の推移について御説明いたします。注釈にも記載しておりますけれども、「無登録・高金利事犯」とは、主としてヤミ金融業者本体を検挙した事件数となっております。貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等違反のことでございまして、これをヤミ金融業者がやっておるということでございます。

あとヤミ金融関連事犯と言いますのは、貸金業に関連いたしまして、例えば、口座の不正入手あるいは不正譲渡、レンタル携帯電話事業者による本人確認を行わない貸与などでございまして、これは犯罪収益移転防止法違反、他人名義の通帳、キャッシュカードの詐欺による入手、携帯電話不正利用防止法違反等に該当するわけでございますけれども、これがいわゆるヤミ金融事業者の犯行を助長する行為を検挙した件数となっておりますのでございます。

このグラフからも分かりますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数は年々減少しております。昨年は85事件となっております。

また、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数につきましても、417件となっております。平成29年をピークに減少傾向にあります。これにつきましては、警察における相談受理件数の減少などが背景にあると捉えております。

次に番号2の「主な検挙事例」を御紹介いたします。前回の懇談会以降の検挙事例でございますけれども、まずは情報商材販売を偽装した貸金業法違反等事件になります。この事例は、情報商材販売業を標榜する会社が、インターネット上に「15分で現金化」との広告を掲載して顧客を募り、令和2年5月頃から令和3年1月頃までの間、金銭の借入目的で商品の購入を申し込んできた全国の顧客4,700人に対しまして、顧客が指定した口座に現金を振り込みする方法で法定利息の約41倍から121倍で金銭を貸し付け、返済金を会社名義の口座に振込送金させ、元利金約3億4,000万円を受領したものでございます。北海道警察が令和3年12月までに、北海道と都内に事務所を構え、4都道府県に居住する経営者ら7人を貸金業法違反及び出資法違反で検挙しております。

次に、SNSを利用した貸金業法違反事件であります。この事例は、被疑者らが平成30年5月頃から令和3年4月頃までの間、短文投稿SNSに「個人融資」「お金貸します」等のキーワードを付した投稿をして全国から顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約600人に

対し、顧客が指定した口座に現金を振込送金する方法で、法定利息の約54倍から約91倍で金銭を貸し付け、返済金は被疑者らが管理する他人名義の口座に振込送金させ、元利金合計2億500万円を受領したものであります。警視庁が令和4年2月までに、福岡県を拠点に活動していた者6人を貸金業法違反及び出資法違反等で検挙しております。

最後に、SMSで勧誘を行った貸金業法違反事件でございます。この事例は、被疑者らが令和元年12月頃から令和4年1月頃までの間、SMSを使って勧誘をし、送信されてきたメッセージを見て融資を申し込んできた全国の顧客約1,100人に対し、顧客が指定した口座に現金を振込送金する方法で、法定利息の約30倍から97倍で金銭を貸し付け、返済金を被疑者らが管理する他人名義の口座に振込送金させ、元利金合計約2億6,000万円を受領したものです。岩手県警察が令和4年3月までに2都県に拠点を置き、それぞれで活動していた者4人を貸金業法違反及び出資法違反で検挙しております。

次に、番号3の「携帯電話対策の状況」についてでございます。ヤミ金融業者にとりまして、携帯電話は重要な犯行ツールですので、事件検挙と併せて、これに対する対策といたしまして、携帯電話の利用を抑制するために、音声通信事業者とレンタル業者に対して各種要請等を行っており、その取組状況を表にしております。

契約者確認の求めは、ヤミ金融事犯などに使用された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づき、音声通信事業者に対して契約名義人の本人確認を求め、本人確認が取れなければ最終的に利用を停止することができるというものです。

レンタル携帯電話の解約要請は、携帯電話がレンタルであると判明した場合、レンタル業者にそのレンタル契約の解約を要請するものです。

役務提供拒否に関する情報提供は、レンタル携帯電話事業者による貸与時の本人確認違反などが認められた電話回線につきまして、音声通信事業者へ情報提供を行い、携帯電話不正利用防止法の規定によりまして、当該レンタル携帯電話に関するサービス提供の強制解約を行うものであります。

番号4、「金融機関への情報提供の状況」についてですけれども、預貯金口座は同じく重要な犯行ツールでございますので、他人名義の口座を利用していることがございますので、金融機関への情報提供を行っております。

いずれにいたしましても、こうしたツールを音声通信事業者や金融機関と連携して、引き続き対策を推進しておるということでございます。

説明は以上でございますけれども、被疑者の側も様々な摘発逃れの手段を講じてきてお

りまして、問題となった給与ファクタリングを標榜するものというのは最近減少しておりまして、いわゆる「後払い現金化商法」と呼ばれる商品売買を仮装したものが多くなってきております。

また、最近はいわゆる「先払い現金化」と呼ばれる物品の買取りを仮装するものに置き換わってきているような状況もあると言われておるところでございます。警察といたしましては、こうした巧妙な手口でありますとか、社会経験の少ない若者をターゲットにするような被疑者につきまして、関係機関と連携をしながら法と証拠に基づき、適切に取締りを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

【厚生労働省（余語）】 厚生労働省生活困窮者自立支援室の余語でございます。

生活困窮者自立支援制度の動向につきまして、資料3を御覧いただければと思います。まず、1ページでございます。こちらは生活困窮者自立支援制度の全体の概要になっております。左にあります「包括的な相談支援」ということで、全国に生活困窮者の相談窓口である、「自立相談支援機関」という窓口を設置しておりまして、その後、本人の状況に応じた支援という中で、赤枠で囲ってありますような家計改善支援事業において、家計再建の支援等を行っているところでございます。

2ページを御覧いただければと思います。こちらは社会福祉協議会で実施しております、新型コロナウイルス感染症の関係で収入が減少された方向けの特例貸付の概要でございます。一時的な費用をお貸しする「緊急小口資金」と、原則3か月の生活費をお貸しする「総合支援資金」と2種類ございまして、前回、この懇談会で御説明したときには、申請期限が3月末だったかと思いますが、現在、令和4年8月末まで延長して実施をしているところでございます。

3ページを御覧いただければと思います。この特例貸付の実績でございます。ピークの頃に比べると大分落ち着いてきておりますけれども、現在でも1週当たり緊急小口資金で4,000件ぐらい。また、総合支援資金で3,000件ぐらいの申請を頂いております。トータルで申し上げますと、330万件を超えるような申請件数が上がってきておりまして、貸付決定金額といたしましても約1兆4,000億円という金額になってございます。

4 ページを御覧いただければと思います。この特例貸付を借り終わって、なお、生活にお困りの方向けの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を昨年7月から実施してございます。こちら、3か月間の給付を行うものでございまして、その間、就職活動して頂くこと等を要件にしております。

5 ページ以降、その実績が載っておりますけれども、現在、初回の支給決定で14万8,000件。また、再支給、3か月終わった後の、もう3か月支給できることにしておりますけれども、こちらの件数が5万7,000件で、トータル、約364億円の支給実績となっております。

9 ページを御覧いただければと思います。こちらは住居を失う恐れがある困窮者に対する、一定期間、家賃の補助を行う「住居確保給付金」という制度でございます。

10 ページに実績が載っておりますけれども、こちらにも新型コロナウイルス感染症の関係で大分件数が増えておりまして、令和2年度で申し上げますと、新規決定件数が約13万5,000件、令和3年度に入りまして、大分少なくなつてまいりましたけれども、それでも4万6,000件ということで、コロナ禍前は約4,000件ぐらいだったところから比べると、非常に多くの方がまだ御利用されている状況でございます。

最後、11ページ、12ページに、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」という補助金の概要をつけさせて頂いております。この補助金はもともと、先ほど申し上げました生活困窮者の相談窓口であります自立相談支援機関等の体制強化を行うための補助金でございます。今回、4月26日に策定されました、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の総合緊急対策で、11ページ下の赤いところでございますけれども、新たなメニューを設けて実施しております。

新たなメニューの中身が12ページに御座います。今回、コロナ禍の関係でフードバンクですとか、子ども食堂といった様々なNPO、民間団体が生活困窮者向けの支援を充実してきておりますけれども、そういった民間団体と行政が連携して、官民連携した支援体制を構築するためのプラットフォームを整備する。また、そういった民間団体に対する活動支援を行うためのメニューということで、新たに実施をしているところでございます。

資料3の説明は以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事次第4の意見交換に入りたいと思います。今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、村上構成員から、それぞれ資料を御提示頂いておりますので、これを御紹介頂きたいと思っております。恐縮ですが、お時間の都合上、お1人5分程度でお願い

頂ければと思います。

まず、今井構成員、よろしく願いいたします。

【今井構成員】 日本貸金業協会の今井でございます。多重債務発生防止への取組の資料に従いまして、御報告をいたします。

最初に恐れ入ります、2ページを御覧頂きたいと思っております。多重債務発生防止への当協会の取組の概要の俯瞰図であります。これから、①から⑦の取組を順次御報告させていただきます。

3ページにお進みください。指定紛争解決機関であります当協会の貸金業相談・紛争解決センターの概要や相談等の用語の定義をお示ししております。

4ページ、お願いいたします。相談・苦情・紛争の総受付件数をお示ししております。昨年度はまず、相談ではメール相談が大きく増加しております。従来、聴覚障害等がある方を対象にメール受付をしていましたが、資金需要者等の相談機会の拡充策として一般の方にも対象に昨年5月から開始したことが増加の要因であります。

苦情9件の内訳は、事務処理4件、請求業務3件、帳簿の開示及び個人情報各1件です。件数減少の要因は、説明不足等が原因で苦情となっていた事務処理、請求業務で、顧客対応を適切に行って頂いた結果と考えております。

紛争解決手続きの受理は1件でして、件数減少の要因は、クレジットカード等の不正使用の事案がなかったことが理由と考えております。

5ページ、お願いいたします。相談受付状況であります。前年度比2,125件増加しております。①の一般相談では、4,107件、前年度比80件の減少となっております。「業者等の連絡先」が300件減少しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で電話がつかない等の相談が4月から6月辺りに急増いたしましたが、令和3年度はそれが解消したためと考えております。

②の多重債務関連相談は5,000件で、前年度比568件増加しております。貸付自粛関連が合計で438件増加しており、ギャンブル等依存症対策としての自粛制度の周知活動や、関係団体等との連携活動の成果と考えております。また、返済困難が174件の増加ですが、特にギャンブルや浪費による相談が増えている傾向にあると考えております。

6ページをお願いいたします。ヤミ金、違法業者の相談は304件で、前年度比44件減少しておりますが、引き続き相談者自らがネット検索しているケースが高い傾向にあります。

7ページにお進みください。新型コロナウイルス感染症関連では、自然災害ガイドラインのコロナ特則などで各協会員が相談者に寄り添った対応ができており、減少傾向にあります。

す。

8ページにお進みください。協会設立当初から行っている貸付自粛制度についてであります。平成30年度からギャンブル等依存症対策の強化の一環として、幅広く利用促進に取り組んでおり、令和2年度比で登録・撤回等とも増加しております。

9ページを御覧ください。一昨年4月開始のウェブ受付が、登録の66%と撤回の81%を占め、業務の効率化等、新型コロナウイルスの感染予防に寄与しております。

10ページをお願いいたします。貸付自粛制度申告者の状況についてであります。制度を知った経緯では、家族の紹介が約半数を占め、登録目的では2,337件中1,114件がギャンブルを起因とした登録で、その種類はお示しのとおりであります。

11ページにお進みください。自粛の撤回状況についてであります。撤回理由は、「住宅ローン等の新規契約のため」が最も多い状況となっております。また、撤回時の生活改善状況は、約8割の方が「改善した」と回答しており、登録時の問題が改善されたことが確認でき、多重債務問題解決の役割を果たしていると考えております。

12ページをお願いいたします。自粛制度の周知活動についてであります。今後も関係機関と連携を密にし、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

13ページにお進みください。協会独自の生活再建支援カウンセリングの状況についてであります。多重債務の再発防止を目的に、家族からの相談も受けており、終了者から感謝の言葉を頂いております。目的に十分かなった役割を果たしていると考えております。

14ページをお願いいたします。金融経済教育活動の昨年度の実績であります。

次の15ページは、今年度の重点施策をお示ししております。いずれにしましても、4月に施行されました成年年齢引下げを踏まえ、お示しの施策を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に少し飛びまして、18ページをお願いいたします。成年年齢引下げに係る取組の状況を御報告しております。

まず、19ページです。先ほど金融庁様から御説明がありましたとおり、業界の社内規則ガイドラインを改定し、2月16日に公表いたしました。これを受け、改めて3月に、4月以降の予定を確認した調査では、昨年末の調査で「貸付を予定している」と答えていた業者のうち、廃業を除く179社について113社が「貸付をしない」という方針に変更いたしております。

20ページをお願いいたします。3月の調査で5月末までに貸付を予定している42社について、社内規則やホームページを含む広告の内容について適正である旨の検証を行ってお

ります。

また、今後の監査では、金融庁様と連携・協力を取りながら計画的に実施するほか、貸付を行わないとする協会員についても、今後の実態を十分確認してまいりたいと考えております。

最後に21ページを御覧ください。教育啓発関係では引き続き、出前講座などの活動を定期的に行ってまいります。また、現時点では、特段問題となる協会員はないものと認識しておりますし、資金需要者等のサイドでも、若年者向けの貸付に係る問題等は当協会では把握していない状況であります。今後とも金融庁様をはじめ、各行政及び関係諸団体との連携を密にし、トラブル等の未然防止及び被害拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせて頂きます。

【山本座長】 今井構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹島構成員、よろしく願いいたします。

【竹島構成員】 よろしく願いいたします。川崎市総合リハビリテーション推進センターの竹島でございます。私は2点、お話をしたいと思っております。

まず、川崎市自殺対策の推進に関する報告書の中から、新型コロナウイルス感染症の影響下で自殺対策がどのようなようになったかということ进行调查しておりますので、44ページを御覧頂きたいと思っております。

川崎市には「川崎市自殺対策の推進に関する条例」がございまして、その中で評価委員会を設置するということになっております。評価委員会は自殺対策の動向・状況について意見を述べ、それに対応して、毎年、議会に報告書を提出していくことになっております。今回の評価委員会では、コロナ禍で自殺対策がどのような影響を受けたかということが議論になりました。そして、その影響を調べた結果が44ページの「新型コロナウイルス感染症による影響と対応について」というところがございますけれども、川崎市で取り組んでいる78項目のうち、影響があったのは61項目、そのうち変更及び中止となった項目は58項目であったということが報告されております。

また、その下にございますけれども、新規や臨時的な取組を実施した件数は、影響があった61項目のうち、26項目であったということです。

このような調査をしました背景には、自殺対策については、対策の基盤構築が重要であると。そこがどのように棄損したかということをはっきりと示しておく必要があるということでありました。これは、自殺対策の例でありますけれども、多重債務対策についても同じこと

が言えるのではないだろうかという観点から、基盤がどのようになっているかは検討する価値があるのではないかと考えて紹介させていただきます。

それから、2番目が成年年齢引下げに関してです。私は公衆衛生の立場から精神保健のことをやってきましたけれども、公衆衛生のアプローチとしましては、「ポピュレーションアプローチ」という、リスクを持たないものも含めた、集団全体に働きかけて、集団全体のリスクを下げるというアプローチがあります。それから、もう一つは「ハイリスクアプローチ」ということで、健康課題を抱えたハイリスク者に介入するというものがございます。このポピュレーションアプローチでは、リスクの高い人たちをそのまま置き去りにするのではないかとあります。ハイリスクアプローチは介入していないリスクの高い人たちを置き去りにしてしまうという議論があります。現在、関心を持たれているのが「脆弱な集団へのアプローチ」であります。「脆弱な集団へのアプローチ」は、リスクの高いグループへの働きかけをするというものでありますけれども、この部分は対策としての構築がまだ進んでいないと私は思っております。今回の成年年齢の引下げとか、多重債務に関しましても、リスクの高い集団、脆弱性の高い集団を考えておく必要があるのではないだろうかというところだと思います。つまり、一般的な啓発では、なかなかうまく及ばない人たちがいるのではないかと、そこに働きかけることで、より政策の効果を上げていくこともできるのではないかと思います。その意味では、個人、家族環境等を含む背景要因を調べて、リスクの高い集団がどんな人たちであるかということを検討し、その人たちに届きやすいメッセージを出していくことが役に立つのではないかと考えまして、今日少し発言させていただきました。

以上です。

【山本座長】 竹島構成員、ありがとうございました。

続きまして、辻構成員、よろしくお願いいいたします。

【辻構成員】 全銀協の辻です。

それでは、資料を御覧ください。まず、こちらの目次でございますけれども、本日は特に4番の「成年年齢引下げに関する取組」について、詳しく説明させていただきます。

次のページを御覧ください。まず、銀行カードローン残高の推移でございます。こちらの一番右側の2022年になりますけれども、前年同月比を御覧頂くと分かるかと思いますが、全体としてはマイナス4.7%です。以下、マイナス5.0%、マイナス4.0%、マイナス6.3%ということで、引き続き減少傾向でございます。

次のページを御覧ください。カードローン専用相談窓口における相談等受付状況でござ

います。こちらの表につきましては、以前は私どもが2017年10月にカードローンに関する専用相談窓口を設置してから、累計の数を掲載させて頂きましたが、今回からこちらの下の表のとおり、年度ごとの件数を掲載させて頂いております。「返済困難」から始まりまして、「その他」まででございます。一番多いのは「返済困難」でございますけれども、こうした相談に対しましては、私ども全銀協のカウンセリングサービスを紹介したり、あるいは債務整理が必要ということであれば、法テラスさんとか、各地の弁護士会さん等を紹介しております。

次のページでございますけれども、こちらの多重債務防止啓発に関する取組につきましては、既にこの会合で何度か説明させて頂いておりますので、飛ばさせていただきます。

次のページも飛ばさせていただきます。

それで、こちらの4番、「成年年齢引下げに関する取組」でございます。先ほどお話がございましたけれども、私ども、この2つ目の矢羽のところになりますが、2022年、今年の2月17日に全銀協としての申合せを行いました。まさに今年の4月の成年年齢引下げを踏まえまして、若年者、18歳、19歳の方でございますけれども、過大な債務を負うことがないよう、配慮に欠けた広告・宣伝の抑制、審査態勢等の整備に関する「成年年齢引下げを踏まえた銀行による消費者向け貸付けに係る申合せ」を決定いたしまして、同日に公表しております。具体的な内容は、全銀協のウェブサイトに掲載しております。

申し合わせの主な内容を説明させていただきます。まず、最初の「配慮に欠けた広告・宣伝の抑制」につきましては、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝を行わないよう努める。特に、今般の成年年齢の引下げにより、親権者の同意なしに銀行カードローンを利用できることになることを強調するなど、配慮に欠けた表示等を行わないよう努めるということでございます。

次に、「健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備」でございます。貸付額に関わらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握することに努める。若年者は一般的に収入が少ない、あるいは不安定である場合も多いと考えられることから、貸金業法における総量規制をより意識した審査態勢等を構築し、厳格に運用するよう努める。また、資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等に関わっていないか等の注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には、若年者本人へのヒアリングを実施するなど、慎重な対応を行うよう努めるという内容でございます。

こうした申合せを行いまして、次のページになりますけれども、私どもの広報等の取組で

ございます。まず、成人になって変わることや注意点、お金との上手な付き合い方を分かりやすくまとめました特設サイトであります「成年年齢引下げとお金のだいじな話」というものを公開しております。これは図表7の左側でございます。

それから、若年者に知っておいてほしい基礎知識といたしまして、「18歳になって変わることと注意点」を説明しております。これは、図表7の右側にイメージを掲載した動画を使いまして高校3年生の方がモデルですが、18歳になると成人だということで、今般、クレジットカードやローンを組めることができるようになります。ただし、飲酒や禁煙、ギャンブルはできません。また、使い過ぎには注意してください、並びに新成人をねらった詐欺にも御注意ください、もしトラブルに巻き込まれた場合には、先ほど消費者庁さんからも話がありました消費者ホットライン、188へ電話してくださいということを、この中で紹介しておるわけでございます。

次のページを御覧ください。今申し上げました特設サイトの概要をまとめましたチラシを下の左側の図にございますけれども、全銀協のホームページに掲載しております。

また、若年者を対象としました広報活動も実施しておりまして、広告はより効果的に若年者に周知できるよう、「マイナビ学生の窓口」、「YouTube」。これは右側の図の9のとおりであります。それから、InstagramやFacebookなどを活用。こちらは図の10のとおりになりますけれども、こうしたものを活用してPRをしているところでございます。

次のページを御覧ください。こちらは先ほどお話がありました、信用情報機関の信用情報の精緻化に向けた対応でございます。金融庁から示されました信用情報機関の登録信用情報の精緻化に向けた運用を開始しておりまして、銀行等における融資審査の精度向上を後押しする環境整備を図っているところでございます。

具体的には、全銀協の全国銀行個人信用情報センターはカードローンの残高情報を月次から日次で更新することとしております。これは下の図の左側のとおりでございます。

また、3信用情報機関でございますけれども、右側の図でございます。日本信用情報機構さん、それから、シー・アイ・シーさんと新たな情報交流システムでありますIDEAを立ち上げまして、銀行カードローン、貸金債権の残高情報の交流を5月6日から開始したところでございます。

その他のページは、既に以前から金融経済教育に関する取組ということで説明させて頂いておりますので、本日は、説明は省略させて頂きます。

私からの説明は以上でございます。

【山本座長】 辻構成員、ありがとうございました。

続きまして、新里構成員、よろしく願いいたします。

【新里構成員】 では、新里から御報告させていただきます。資料1も毎回報告させて頂いて、表になっていますけれども、先ほど金融庁からも御報告がありましたが、昨年の自己破産の申請件数が6万8,240件ということで、前年比が95.2%、コロナ禍の中では2年連続減少傾向であるということのようです。

次、お願いします。これは個人再生の受理の状況でございますけれども、令和3年度の段階では、1万1,249件で、これも前年比87.6%ということで、破産だけではなくて個人再生のほうも減少傾向にあるのだと読めるものでございます。

次、お願いします。これについては新しいデータを更新できていませんので、皆さんの御報告のとおりかと思っております。ここで3点、お話しさせて頂きたいと思っておりますけれども、1つは、厚労省さんからも報告頂いた社協の特例貸付の問題、それから自然災害ガイドラインのコロナ特則の運用状況、それから、オンラインカジノ、最近注目されている問題についてだけ、ギャンブル等依存症との関係で御指摘をさせて頂きたいと思っております。

まず、第1点の特例貸付でございます。私自身はこれまでも何度かこの中でもお話しさせて頂きましたように、セーフティネットとして機能しているということで認識しています。私の手元にあります、今年の4月6日付の東京新聞のウェブ記事でございます。共同通信配信の関係で、ほかの地方紙にも出ていたのではないかと思いますけれども、この中で表題が「これが福祉なのか 困窮者への特例貸付で破産連絡700件超 コロナ禍で大量申請 支援現場に葛藤」という格好で、それなりにセンセーショナルな表題でできているということです。東京の社協に2020年の12月から22年の2月までで自己破産の通知が732件来ているのだという格好で、十分な相談がないまま貸付が先行しているのだということで、住民税非課税世帯、23区の場合は100万以下で、これでしか免除対象にならないので、そのような意味では対象が狭いのではないかと御指摘だったのではないのかなと思っております。今後、来年の償還期等に向けて通知が出たりすると、相談、それから、債務整理などの話も出てくるのではないのかなと、私自身はきちんとした相談態勢が、社協の貸付と生活困窮者自立支援の相談窓口をドッキングするのだという格好だったはずですが、新型コロナウイルス感染症の関係でそれが十分機能していない。ここをどう相談体制として、出口をきちんとした上で、この制度は失敗だったのではないメッセージを残していきたい。コロナ禍等災害時に、セーフティネット貸付機能は大事なのではないかと、出口のところを今後きちんと構

築していくことが重要ではないかという認識でございます。これについては日弁連の中でも厚労省と御相談しながら相談態勢の中に弁護士としても協力したいという思いもございますので、それは別個に厚労省さんとも御相談させて頂ければなというのが1つです。

それから、前回からも話をしていますけれども、自然災害債務整理のガイドラインのコロナ特則については、3月の末日で専門家の委嘱件数は1,783件、成立件数は132件ということのようです。いろいろ私も問題点は指摘させて頂きましたけれども、何とかこれは皆さんの協力で申請件数だけではなくて、成立件数が今後とも増えていく、引き続き皆さんとともに努力をしていきたいと思っています。

それから、オンラインカジノの関係ですけれども、実は今日の地元の河北新報でも阿武町の誤送金問題でオンラインカジノの関係で大きな記事として出ております。実際、オンラインカジノを経験したという人が多重債務になり、依存症の問題にもなってきたというようですので、今日これ以上は指摘しませんけれども、このオンラインカジノを私は違法なものだと、違法な賭博を国内で行っているのだということでの警察庁のきちんとした摘発をしないと、依存症の問題、多重債務の問題になりかねないということを問題点とだけ指摘させて頂いて、次回以降で何らかの報告を警察庁からして頂ければありがたいと思います。

以上でございます。

【山本座長】 新里構成員、ありがとうございました。

続きまして、村上構成員、よろしく願いいたします。

【村上構成員】 村上です。よろしく願いいたします。

熊本県では、まだ多重債務関係の相談と貸付、セーフティネットの取組を継続して行われていますので、その内容に沿って少しだけ特徴的な出来事を御報告できればと思います。主には多重債務者の方や、困窮者の方が相談に来られて、債務整理をされて貸付等を受けられて、ちゃんと出口に向かって頂くような支援を、平成22年、県の事業から、この間約10年間させて頂いている。これはこの間の推移ですので、見て頂ければと思います。

2ページ、3ページ、4ページは飛ばさせて頂いて、6ページまで行って頂いてよろしいでしょうか。相談者の状況ですけれども、今、コロナ禍において、この2年間は男性が非常に多くなっています。これは特例貸付等の給付金関係の申請をするときに、世帯主が窓口を訪れるという関係から増えてきていると思われまます。

相談者の年齢ですが、過去5年間のデータを取ったところ、この間中心だった60歳代も非常に高いのですけれども、20代と30代、40代、50代についても、随分とこれまでよりも数字

が高く、大きくなってきている様子です。

そして、7ページで職業のところです。給与所得者はこれまで同様あまり変わらないのですが、若干増えている、特に増え出したのが、自由業・自営業の方たちです。それと無職と言われる方たちが新型コロナウイルス感染症の関係で増えてきた。

あと相談者の相談時点での債務残高です。この間100万円未満がずっと多かったのですが、さらに100万円未満が増えてきた。そして、200万円未満もある程度あったのですが、一挙に100万円未満の半分ぐらいまでの方がお見えになってきているということになります。

そして、8ページです。債務の原因としては、これは先ほど御紹介があったとおりで、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したということが一気に増えてきた。それに伴って、生活費が足りない、教育費が足りないという方たちが相乗関係から一気に増えてきているところなんです。

それと借金は100万、200万あるとなると、非常に苦しくなるのですが、8ページから9ページにかけて相談者の年収のところ、この間、100万円未満の方たちが多かったのですが、また、新型コロナウイルス感染症の影響で一段と増えてきています。これまで200万未満も随分増えてきた。そして、この2年間では300万未満の方も増加傾向になってきている。

家族を含めた年収についても、100万未満、200万未満、300万未満という世帯収入がそれだけしかないという状況の中で、小さな借金でも苦しい状況になってきているのが、この5年間の推移から見るところです。

そして、10ページは相談のきっかけです。他機関、他部署というのが右側に集中して上がっていますけれども、これは消費生活センターとか、自立相談支援事業所、グリーンコープのところでは、家計改善支援事業も代行していますので、貸付に伴って家計相談を入れながら、今後の返済に向けた準備などをやっていく。その関係で他部署、他機関というのが非常に多くなってきています。

また、コロナ禍の相談時間は、非常に短い面談時間になっています。

11ページは、セーフティネットの貸付状況を一覧にしたものです。

12ページは、相談を受けるときの入り口としてどういったものが課題としてあるかというところで、経済的な問題、家計の問題、あと、就職、病気、家族関係といったものが主にありまして、次のページ、出口としては13ページで、当然、債務整理、法テラスや弁護士さ

ん、司法書士さんというのはあるのですけれども、非常に多いのです。借金をなくしたり、減らしたりとするというのはとても軸になるのですが、それ以外に社協さんだったり、家計を見直したり、行政の担当部署と連携を取りながらとか、医療機関と連携をしながら、あとは当然、ハロワさんなんかに関わって頂きながら、全体的に総合的に連携を図りながら、多重債務関係も含めた出口に向かっていくということが非常に多くなっているという傾向になっています。

それと昨日、10万人ぐらいの世帯の社協さんに行ったところ、特例貸付が1,000件以上貸し付けられているのですけれども、それを市のところでは中抜けになっていまして、県社協さんが全てやっぺらっしゃるので、市町村のところでなかなか手を出しづらいという問題があります。早め早めに自立とか、家計とか、多重債務といったところの機関につながりながら、来年の1月からの弁済が少しずつ開始される特例貸付への対応を安全に乗り越えられるように支援体制を組めたら、非常にいいのではなかろうかと希望しています。

以上です。

【山本座長】 村上構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告も踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。今回、リモート方式での開催でありますため、御意見の有無については順次お伺いしていきたいと思ひます。誠に恐縮ですが、時間が若干押しておりますので、お1人3分以内でお願いできればと思ひます。

それでは、杉浦構成員、お願いいたします。

【杉浦構成員】 杉浦です。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。私は2点だけ。1つは感想めいた話と、もう1つは、次回に向けてのお願いです。

1点目でございますけれども、今日、重川構成員がいらっしゃらなくて、大学関係者という意味で言うと座長と私ということになります。成年年齢引下げを踏まえた対応ということで、様々な御対応を役所ならびに民間でやっぺらしているのはいいのですが、若干、大学関係者として違和感がある部分がございます。それは何かと言うと、年齢が下がったので基本的には貸さないと言っているように聞こえるということです。このコロナ禍の中で、実はユーチューバーといったものなどによく代表されるわけですが、非常に多くの若者が起業し、いろいろなやり方で新たなビジネスを展開しているという現実も多々ございます。もちろん、生活困窮という部分も心配しなければいけないのですけれども、実際、親御さんがローンとかを抱えたりしていると、親から資金を貸してもらうこともままならず、い

いいアイデアを持っている若い層の方たちが、今度新しくビジネスを興そうとするときに、どのような形で資金調達をすればいいのかというところが問題になるわけです。アメリカや欧州などを見ていると、若者向けのそういったローンが金融機関から提供されている例は多々あって、その中で金融機関がそういった若者たちを、新しいビジネスを作っていくシーズと受け止めて、育てていくというケースがよくございます。そのような形でやることによって、心配をしなくても、ちゃんと大人が見ていると言ったら変ですけども、ビジネスのベテランが支えていきながら、新しい日本を作っていくという形もできるのではないかと考えます。こういった部分も考慮していただき、あまりネガティブなところだけではなくて、ポジティブな方向もお考えになって頂きたいと思いました。

あともう一点ですが、いつも冒頭に頂いている表で、「多重債務対策をめぐる現状及び施策の動向」の3ページ、4ページにある表の部分に該当するのですが、改正貸金業法が成立して、それから、改正施行されてという中で、今、出して頂いているような表のとおり、このようにある程度下がっていくだろうということは当時を知っている立場の人間としても予想していたわけですが、ここのところの横ばい状態というのは、どうしてなのか、中身が何なのかということが知りたいと考えています。

4ページもそうですが、人数の推移が変わらないというのがあります。これは何らかの手段を講ずれば、こういった方たちの人数は減るのか、このような方たちの状況が一体何なのかというところについて、ここまで減って満足ということではなくて、さらに次の一歩があるのではないかと考えておまして、ぜひこれの中身がわかれば、また御教示頂ければ幸いです。

以上です。どうもありがとうございます。

【山本座長】 杉浦構成員、ありがとうございました。

続きまして、野崎構成員、御発言頂けますか。

【野崎構成員】 ありがとうございます。日本司法書士会連合会の野崎でございます。幾つか質問というか、情報提供のお願いになるのかもしれませんが。この厚労省さんの資料の中に出てくる、先ほど新里先生もおっしゃいましたが、緊急小口等の貸付につきまして、これは12月までひとまず締め切りが延びたということでお聞きしております。我々のところに相談に来られる方も、この借入もある方も多いですし、プラス、ほかの借入も結構多い方が実はいらっしゃいまして、聞き取り等がどれくらいしっかりできているのかというところももちろんあるのですが、回収について管理・回収等をどのように行っていくのかとい

うことについて、具体的な情報などがもしおありでしたら、教えて頂きたいと思います。まさかというところですが、債権回収業者等に投げてということがないだろうと思っはいるのですが、そういった情報がもしあれば、教えて頂きたいと思うところでございます。司法書士会としては、フリーダイヤル、LINE等のSNSを利用した相談会を今、企画を立てて実施に向けて準備中ではございますが、情報等があればまた教えて頂ければと思います。

ひとまず私からは以上です。

【山本座長】 野崎構成員、ありがとうございました。

続きまして、浜田構成員、お願いいたします。

【浜田構成員】 経済アナウンサーの浜田でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。私からは2点、お伝えしたいことがございます。

まず初めに、先払い買取現金化についてですけれども、先ほど関係省庁御担当者の方から御説明もありましたが、最近ではスマートフォンなどの買取を装って現金を前払い、後に高額の違約金を請求する手口の被害が増えております。被害防止のためにも具体的な事例をもっと示し、また、成年年齢引下げを踏まえて若年齢層がヤミ金融に手を出さぬよう、さらに広い世代に向けて関係省庁が連携されて、啓発強化を継続する必要があると考えております。

次に、2点目ですけれども、金融のハイテク化によって、新たな貸出手法の出現についても議論に加える必要が出てきているのではないかと考えております。いわゆるFinTechと呼ばれる金融のハイテク化ですけれども、実際にインターネット通販の世界最大手のアメリカのAmazonは、既に「Amazonレンディング」というブランドでネットショップに出店する法人に対して融資を行っています。ビッグデータ、AIを使って出店者を分析することによって融資の可能額を判断して、資金が必要となるタイミングを予測し、資金の貸付を提案するサービスですが、こちらに関しては第12回の当懇談会に本会議限りで提出した資料の中でも言及させて頂きました。金融機関以外にもネット企業という異業種に貸出業務が台頭してきています。顧客にとっての利便性向上以外に、その裏側で新たな問題の芽が生じてきていることも考えられるのではないのでしょうか。

また、AIの融資ですが、相手の信用力を個別に様々な角度から分析するという意味で、きめ細やかな信用力の審査が施されていて、過剰な借入が防げるという大きなメリットがあります。過去の返済状況や、消費行動などのデータをSNSなど様々なソースから集めて

A I が分析すれば、今よりも適切な融資がなされて多重債務が防げる可能性があります。その一方で、その融資にマーケティングがくっつけば、本来、借入を考えていなかった人に融資が広がる可能性があります。その際にA I でしっかりと審査がされればいいのですが、業者側がA I での審査を緩めることで過剰な審査がされるという、過剰な借入になる可能性も考えられます。

あるいは、A I 審査で信用力のある人に商品、サービス販売と接合して貸せるだけ貸すというマーケティングが起こる可能性もあります。A I は人間が入力したプログラミングのとおり動く存在ではなく、A I 自体がディープラーニングで審査基準を決めて動く存在ですので、その結果、人間が意図しなかった過剰貸付が起こっても、だれも気づかない可能性があります。ということで、A I 審査はブラックボックス化しやすいので、過剰貸付となることを防ぐ観点から、人間のチェックが必要ではないかと考えます。

また、A I の審査とマーケティングが接合することで、本来は借入を考えていなかった人にも借入が広がる可能性も考えられます。A I 審査にしる、マーケティングにしる、最終的には資金需要者である人間が判断しなければいけないということは、今までの融資と変わることなく、金融リテラシーの向上は重要ではあるのですが、今後、A I を暴走させないように適切に運用していくのかをチェックする必要があるのではと考えております。金融庁さんにおかれましては、中身を把握された上でチェック頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 浜田構成員、ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、渡邊構成員、お願いいたします。

【渡邊構成員】 全相協の渡邊です。よろしくお願いいたします。情報提供、ありがとうございました。全相協では、2021年度の消費生活相談の集計をいたしました。やはりコロナ禍の影響があつて窓口を狭めておりますので、相談件数は千数十件までです。その中での融資関連の相談は十数件で、内容的にも特に変わった影響はございません。コロナ禍による、いろいろなセーフティネットの関係もあつて、多重債務に関しても特に目立った変化は見られておりません。多重債務の原因に関しまして、借金のきっかけということで、先ほど御説明もありましたけれども、生活困窮、収入が減ったということの次に、商品・サービスの購入ということが上がっています。今更ではありますけれども、最近の相談を見ますと、様々な法規制によってかなり落ち着いてはおりますが、定期購入の問題ですとか、SNSを

使った情報商材や投資に関する相談に関して、非常に安易に皆さん、契約をしてしまう。何とか解決をすると、またそれを使って同じことを繰り返してしまうという現実がありまして、そのまま結局多重債務の相談窓口を御案内してしまうということがあります。そのところについて1件でも早く消費生活相談窓口で救済ができるようにということを思って、いろいろ啓発を含めて御案内はするのですが、やはりそれぞれの層に合った啓発や情報提供をしていかないと、なかなか一律の啓発活動では追いつかないのかなということを感じている毎日です。SNSとか、ネット通販というものに対して、消費者はついていけない現実があり、申し込むことはできても資料を転送するとか、スクリーンショットを撮って保存しておくとか、そのようなことは全くできない方もたくさんいまして、本当に事業者側とのギャップが大きいなと痛感しております。

また、成年年齢引下げに関しましても、18歳、19歳の方について特に相談が何か入ってくるという状況はまだございませんが、20歳前後の方に対するマルチ商法を含めて、以前よりも高額な金額の契約をなさる方が非常に多くなっています。複数の貸金業者さんから同時に融資を受けるような手口も教えられてしまっているということもあって、この方たちにも確かに融資枠を狭めるだけ、貸すなというだけではなくて、いかにお金を上手に使っていくのか、事業をやっていくのかということを含めた消費者教育、金銭教育が必要だなということを感じております。

以上です。

【山本座長】 渡邊構成員、ありがとうございました。

これで各構成員から一通り御発言を頂いたかと思えます。私の不手際でもう既に時間を超過しているところですが、御質問等が含まれている御発言もあったかと思えます。各省庁からこの段階でお答え頂ける点があれば、御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。端的に御発言頂ければと思います。

【厚生労働省（余語）】 厚生労働省です。社協の特例貸付につきまして、野崎構成員、それから、新里構成員から御指摘を頂きました。来年の1月から本格的に償還が始まりますけれども、現在、各借受人の方に各都道府県社協から償還免除もしくは償還の御案内を送付させて頂いております。償還につきましては、皆さんから御指摘のありましたように、しっかり相談支援とセットでしていく必要があると考えておまして、各市町村社協もしくは生活困窮者自立支援制度におけます各事業と連携をしながら、その人の状況に応じてきめ細かく対応できるよう、社協とも相談しながら態勢を整備していきたいと考えております。

また、サービサーに丸投げするのではないかという御指摘がありましたけれども、基本的には社協の低所得者向けの貸付でございますので、ここは丁寧な対応をとということで、サービサーに丸投げということは今のところ考えているわけではございません。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかに御発言頂くことはございますでしょうか。

【金融庁（眞下）】 金融庁のリスク分析総括課の眞下と申します。貸金業に関する御質問を賜りましたので、担当部分につきまとめて回答させていただきます。

1つ目は、杉浦構成員から、起業とか、そのような学生の取組があるということで、その辺の配慮はどうなっているのかというお話を頂いたと思います。誠にごもつともな御指摘でございます、私どもにおいても明確に意識して取り組んでおります。具体的には、貸金業者は1,600社程度ございますが、そのうち個人の消費者向けの貸付けを行う社が800社程度ありまして、今回の施策はこの個人の消費者向け貸付けを対象とするものでございます。ですので、先ほど御説明させて頂いた貸金業協会のガイドラインは、起業を含め、事業を営む方への影響は基本的にはないものだと認識しております。

続きまして、浜田構成員から、先払い買取現金化といったヤミ金融の新たな手口が出てきている中で、取組強化の必要性についてお話があったかと思います。資料1-2の⑨としてまさに先払い買取現金化に関する注意喚起リーフレットを添付させていただいておりますが、こちらは3月23日に金融庁のウェブサイト等において公表させて頂いております。こうしたリーフレットについては、公表するだけではなく、例えば、Twitterへの投稿など、各種広報媒体を活用した周知広報活動を行っております。また、TwitterやInstagramにおいて、無登録で個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みが確認された場合には、個別に注意喚起するなどの地道な活動も行っており、こうしたいわゆる直接返信という取組みについては、これまでに600件以上行ってきております。

さらに、こうした取組みは、このリーフレットの下のところを御覧頂きますと警察庁さんや消費者庁さんのロゴが入っているとおり、これらの関係省庁等と連携して、これまでも取り組んでいるということについて、御報告できると思っています。

それから、渡邊構成員から、若年者が行う契約の金額が以前より高額になっているというお話もございました。そちらにつきましても、念頭に置いて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【金融庁（満永）】 金融庁企画市場局の満永でございます。

杉浦構成員から多重債務者数が横ばいであるところで、どういった人たちかという御指摘がございました。あと、竹島構成員から、コロナ禍で多重債務相談窓口の体制に支障が出たのではないかといたお話がございました。最初の杉浦構成員の御指摘の部分については、今後、多重債務対策を考えていく中で重要なポイントになると思っておりますので、頂いた御意見も踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

竹島構成員からお話のありました、コロナ禍による多重債務相談窓口への影響というところですが、現在のところ、財務局などからは大きな影響が生じているところは聞いておりませんが、相談窓口の体制を確保していく上で重要な指摘だと考えておりますので、仮に影響が生じているという相談があれば、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。警察庁、お願いします。

【警察庁（江口）】 警察庁でございます。ネットカジノの取締り状況についてということで、今度御報告ということでございましたけれども、私どもの担当は別の所属がやっております。ネットカジノのような、用途先みたいなどころについて、ギャンブル等依存症対策ということも提言が出てはいるんですけども、どの程度この場で力を入れてやっていくのかにつきましては様々な用途先があり得るわけなのだろうと思っております。この辺はぜひ事務局のほうで少し、もちろん、取締り状況について、要は当然でありますけれども、報告することはやぶさかではなく御連絡いたしますが、そこはよく御検討頂きたいということが1点目でございます。

それから2点目、実は私、直接こちらは取締りを担当しております。この間、国税庁職員が捕まったのもそうでございますが、暗号資産を集めると称して海外に投資すると言って胴元だけ持ち逃げするマルチ的な投資詐欺。我々は利殖勧誘と捉えて取り締まっておりますけれども、こちらは私、直接取締りを担当しております。この資料にも幾つかちらほら用途先として出てまいるものでございます。これは我々としても認識をしているSNSとか、大学なども大学なり、大学の卒業生同士のつながりということも結構ございます。先ほ

ど大学の投資ということはあったのですけれども、どのくらいイノベーティブな、何とか工業大学ではないですが、理系のほうで発明品にちゃんと世界的な特許みたいなものを取ってやっているという方もごくまれにはいらっしゃると思うのです。けれども、大学で流行っているというのが、結構仲間同士食い合うみたいな、要するに投資サークルを作って、起業と称して金を集めて、実は大学のOBとかに、暴走族の外側にいるヤクザとは言いませんが、そのような人がいて金を吸い上げて、幹部が持ち逃げをして彼らは隠してしまっていて取り戻すのも非常に難しいといったものが結構多い場面もあります。我々としても大学と連携して取締りをやっていくことはございますけれども、そういった投資を推進する中で、投資サークルと称して大学でお金を集めて、暗号資産に変えてとか、ギャンブルの場合は儲かるのは確率が低いと思っておると思うのです。投資サークルの場合は儲かると思って実際やって、原資が結局クレジットカードだとか、キャッシングとか、そういったことが結構ありますので、そのような面についてはこのフォーラムでは結構なじむ分もあるのかなと思っております。

カジノの点については、担当課に御連絡をした上で、どういった用途先の検討がこの場に馴染むのかということも、特に金融庁さんに暗号資産などの話は関係すると思しますので、そういったことも御検討頂ければと思います。

【山本座長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、かなり既に時間を超過してしましまして恐縮でした。新型コロナウイルス感染症、この一進一退の下ではありますが、そろそろその出口を考えていかなければいけないという観点から、特例貸付の問題等、御提起を頂きました。

また、成年年齢の問題については、まだ恐らく評価は早いということだろうと思いますが、次の会合の頃にはかなり状況が見えてくるのかなと思います。そのような意味で引き続き御議論を頂きたいということでありまして、本日、構成員の皆様から頂きました御意見、御指摘につきましては、関係省庁等においてぜひ施策に活用を頂きたいと思っております。ありがとうございました。

本日、予定された議事は以上でありますけれども、事務局から何か連絡事項があれば、お願いしたいと思います。

【金融庁（満永）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。頂きました御意見、御指摘を踏まえまして取組を進めていきたいと思っております。

次回の開催につきましては、別途調整の上、事務局から御連絡させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて第19回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させていただきます。私の不手際で時間が大幅に超過しておりますことをおわび申し上げます。

本日は長時間にわたり熱心な御議論を頂きまして、ありがとうございました。

— 了 —